

## 第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進システムに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進システムを運用することにより、成果重視の県政を実現し、第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の着実な推進を図ることを目的として、同システムの運用に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進システム（以下「システム」という。）とは、PDCAマネジメントサイクルに基づき、毎年度、企画立案・予算編成（P）、実施（D）、政策評価（C）、見直し（A）を行い、次年度の取組みにつなげることにより総合戦略の着実な推進を図る仕組みをいう。

### (システムの適用)

第3条 システムは、知事部局各部局及び公室、企業局、病院局、教育庁、警察本部並びに各種委員（会）事務局（以下「部局」という。）に適用する。

### (部局長等の役割)

第4条 システムの運用に当たり、次の各号に掲げる者は、総合戦略の着実な推進に向け、それぞれ当該各号に定める役割を果たすものとする。

- (1) 部局長 総合戦略に掲げる目標を十分認識してシステムを活用し、所管する施策等の効果的・効率的な推進を図ること。
- (2) 企画振興部長 システムの円滑な運用に向け、各部局に対し必要な支援を行うこと。
- (3) 課長 総合戦略に掲げる目標を十分認識してシステムを活用し、所管する事業等の効果的・効率的な実施を図ること。

### (政策評価)

第5条 政策評価は、総括評価及びKPI評価を実施するものとし、評価対象は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 総括評価 総合戦略に掲げた4つの柱、11の施策及び32の具体的な施策
  - (2) KPI評価 総合戦略に掲げた51の重要業績評価指数（KPI）
- 2 政策評価の責任者は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 総括評価 企画振興部長及び32の具体的な施策を所管する部局長
  - (2) KPI評価 51の重要業績評価指数（KPI）を所管する部局長
- 3 複数部局が関係する施策については、関係部局長が連携して評価を実施するものとする。
- 4 政策評価の実施に当たっては、県民の視点に立って、客観的でわかりやすい評価に努めるものとする。

(総合戦略推進会議)

第6条 総合戦略に掲げる部局横断的に取り組むべき施策等について、総合戦略推進会議で各年度における取組みの企画立案や重点化の方向性を検討・調整し、庁内一体となって推進する。なお、総合戦略推進会議に関する具体的な事項については、別に定める。

(県民意見の聴取等)

第7条 システムの運用に当たっては、次の各号により、県政の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすとともに、県民から聴取した意見を県政運営に反映させるものとする。

- (1) 県政に対する県民の意識を把握するため、県民アンケート調査を実施し、その結果を政策評価等に活用する。
- (2) 政策評価及び県民アンケートの結果については、第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会に報告し、意見を聴取する。なお、第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会に関する具体的な事項については、別に定める。
- (3) 総合戦略の進捗状況については、ホームページで公表する等県民への情報発信に努める。

(政策論議の実施)

第8条 次年度の取組みの企画立案及び予算編成に向け、総合戦略推進上の課題や施策展開の方向性等を明らかにするため、政策評価等を活用しながら庁内において政策論議を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、システムの運用に関し必要な事項は、企画振興部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 政策評価に関する要綱（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。